

平成23年（ネ）第3630号薬害イレッサ霜害賠償請求事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） 近澤昭雄 外

控訴人兼被控訴人（一審被告） 国 外

意見陳述

2011年9月6日

東京高等裁判所第10民事部 御中

一審原告ら代理人 弁護士 阿 部 哲 二

日本ではこれまで、サリドマイド、薬害スモン、薬害エイズ、薬害ヤコブ、薬害肝炎等々、世界に類を見ないほど多くの薬害事件が起きてきました。

そして、この薬害事件の多くについては、被害者が集団訴訟を提起し、裁判所が主導的な役割を果たして全面解決を成し遂げてきました。

「前例のない事件には前例のない解決を」というのはスモン事件を担当した可部裁判長の言葉です。この言葉にあるように、薬害スモンは最終的に多くの被害者の救済ルールを確立するとともに、薬事法を改正し、又、医薬品副作用被害救済制度の創設へとつなげました。

薬害エイズ、薬害ヤコブでは2つの裁判所が判決を言い渡すことなく、被害救済を実現する和解を成立させ、さらに薬事法による規制強化と生物由来製品による感染被害救済制度の創設へとつなげました。司法が判決を言い渡すだけにとどまらない大きな役割を果たすことを示しました。

薬害根絶を願う被害者の訴えと、司法による加害責任のすぐれた指摘が、制度改革を促してきたのです。薬害集団訴訟が果たしてきた司法を通じての政策形成の機能は、国際的にも特色のあるものです。

2、この薬害イレッサ事件において期待される司法の役割も同じです。

承認から半年で180人に及ぶ死者が出た事態に対し、がんだから、抗がん剤なのだから仕方がないと切りすてるのか、それとも、この突出した、そして防ぎ得た副作用を薬害として捉え、これを教訓として、薬害再発防止、がん患者の知る権利の確立と医療体制の整備に生かすことが出来るのか、が問われているのです。がん患者のいのちの重さが問われているのです。

昨年4月には、薬害肝炎原告弁護団と厚生労働大臣との間で締結された基本合意に基づいて厚生労働省に設置された「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」が、薬害再発防止に関する「最終提言」をまとめて公表し、「予防原則」に従った薬事行政を求めています。

厚生労働大臣は、最終提言の実行を約束しました。

予防原則は、次のように記されています。

記

「副作用等の分析・評価の際には、先入観を持たず、命の尊さを心に刻み、最新の科学的知見に立脚して評価にあたることが重要である。さらに、医学、薬学の進歩が知見の不確実性を伴うことから、患者が健康上の著しい不利益を被る危険性を予見した場合には、予防原則に立脚し、そのリスク発現に関する科学的仮説の検証を待つことなく、予想される最悪のケースを念頭において直ちに、医薬品行政組織として責任のある迅速な意思決定に基づく安全対策の立案、実施に努めることが必要である。特に、患者の健康上の不利益が非可逆と予想される場合には、ここで挙げた迅速な対応は、組織として確実におこなわれなければならない」

国やアストラゼネカ社の対応はこの予防原則に反するものであり、本件訴訟における主張は、最終提言の精神と内容に真っ向から反するものです。

仮に国らの責任を認めた一審判決が覆るようなことがあれば、改革の機運は大きく後退することは明かです。

国民の期待に応え、薬害発生の責任を厳しく問い、再発防止に向けた行政のあり方をただしていくことが裁判所に求められているのです。

3、2004年の提訴からもうすぐ7年になろうとしています。今こそ、薬害イレッサ事件の全面解決が求められています。

東京高等裁判所が、正義にかなった審理を進められるよう求めて、意見陳述とします。

以上